

# 兵庫県地域防災計画の当面の見直しの方針について(案)

## I. 趣旨

兵庫県は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、災害による惨禍を二度と繰り返さないため、地域防災計画を全面改定するとともに、その後の県内外の災害を踏まえ、地域防災計画を随時見直し、防災体制の充実に努めてきた。

しかしながら、M9.0という巨大な地震津波と、原子力発電所事故という広域的複合災害をもたらした東日本大震災は、改めて「防災」から「減災」の視点の重要性を再認識させた。

この東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、近い将来発生が確実視されている南海トラフの巨大地震や頻発する自然災害に備えるため、地域防災計画を修正し、減災社会の実現をめざす。

## II. 地域防災計画見直しの考え方

### 1. 津波対策の充実

中央防災会議における本格的な津波シミュレーションに基づき、県においても津波被害想定を行う。その間、現行想定を2倍程度とした「津波被害警戒区域図（暫定）」を基に、避難対策等のソフト対策の充実を図る。

なお、東南海・南海地震については、上記のシミュレーション結果の完了次第、地域防災計画に反映する。

### 2. 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

### 3. 広域的な防災体制の充実

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”の実現を目指す関西広域連合「関西防災・減災プラン」と整合性を図り、構成府県等と連携して関西全体の応援・受援をはじめとする防災・減災に関わる広域的課題に対応する。

### 4. 直近災害の経験と教訓

平成21年台風9号災害等の直近災害の経験・教訓を反映し、防災対策の充実を図る。

### III. 地域防災計画の主な見直し内容

#### 【最重要項目】

##### ■ 防災の基本方針の明確化

- ・「減災」の考え方を防災の基本方針とすることを記載

第1編：総則 1節：計画の主旨

##### 1. 地震・津波対策の充実

###### ○「津波災害対策計画編」の新設

- ・災害予防計画編の1節であった「津波災害対策の推進」部分を日本海側の津波災害対策も含め「津波災害対策編（兼東南海・南海地震防災対策推進計画）」として記載を充実

第6編：津波災害対策計画

###### ○津波発生に備えた暫定的な対策の実施

- ・東日本大震災による津波被害を受け、暫定的な津波高さ（現想定の2倍：但し日本海は現想定）を設定し、避難体制を整備することを記載

\*H24年度以降に国の新たな知見に基づく津波シミュレーションを実施予定

第6編：津波災害対策計画

###### ○津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策の実施

- ・各関係県民局に設置している「東南海・南海地震防災対策推進協議会」において住民避難を軸とした総合的な対策を行うことを記載

第6編：津波防災対策計画 1章：基本方針

###### ○津波警報等の伝達及び避難体制確保

- ・携帯電話へ直接情報を一斉メール配信するシステムとひょうご防災ネットとの連携運用について記載

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

5節：情報通信機器・施設の整備・運用

##### 2. 男女共同参画の視点

###### ○避難所における生活環境改善や女性ニーズへの配慮

- ・避難所におけるプライバシーの確保、女性の避難所運営への参画を記載。

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

4節：避難対策の実施

##### 3. 広域的な防災体制の充実

###### ○関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

- ・関西広域連合と九州地方知事会との応援協定締結を記載

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

3節：広域防災体制の確立

## ○関西広域連合での「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結

- ・ 関西広域連合が兵庫県を含む関西 2 府 6 県 4 政令市を代表してコンビニエンスストア・外食事業者等との間で新たに協定締結を記載

第 2 編：災害予防計画 2 章：災害応急対策への備えの充実

12 節：災害時帰宅困難者対策の推進

## 4. 直近災害の経験と教訓

### ○ひょうご災害緊急支援隊の発足

- ・ 大規模災害が発生した際、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」の発足を記載

第 2 編：災害予防計画 2 章：災害応急対策への備えの充実

3 節：広域防災体制の確立

### ○避難勧告発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

- ・ 市町の適時適切な避難情報の発令に資するため、市町がマニュアルを作成するに際しての手順や指針について具体例を示したガイドラインの作成を記載

第 2 編：災害予防計画 2 章：災害応急対策への備えの充実

11 節：避難対策の充実

## 【重要項目】

### 1. 津波対策の充実

#### ○比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

- ・ 第 4 次地震防災緊急事業 5 カ年計画（計画期間：H23～27 年度）に基づき、安政南海地震レベルの津波（比較的頻度の高い津波）に対する海岸保全施設等を整備することを記載

第 2 編：災害予防計画 4 章：堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

5 節：河川、海岸、ため池施設の整備

#### ○津波に強いまちづくり

- ・ 浸水被害想定調査を踏まえた「津波災害対策の重点的推進地域」として具体的地域（南あわじ市＜福良地区、沼島地区、阿万地区＞）を記載

第 6 編：津波防災対策計画

5 章：津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 節：津波に対する体制整備

#### ○県民への防災知識の普及

- ・ 県民に対する防災実践活動推進のため、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、県民グループ等からの依頼に応じて、家具等の転倒防止、住宅の耐震化等に関する講師派遣を記載

第 2 編：災害予防計画 3 章：県民参加による地域防災力の向上

1 節：防災に関する学習等の充実

## ○地震・津波に関する研究及び観測体制の充実

- ・津波に対して、確実に水門や陸閘等を閉め、観光客等が速やかに避難できる施設として福良港津波防災ステーション（南あわじ市福良地区）、遠隔監視カメラ（南あわじ市阿万地区）等の施設整備を記載

第6編：津波防災対策計画

5章：津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

2節：津波からの防護のための施設の整備 等

## ○地震の揺れによる被害の軽減策

- ・埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実を記載

第2編：災害予防計画 4章：堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

4節：地盤災害の防止施設等の整備 7款：地盤の液状化対策の実施

## ○避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町への提供

- ・河道閉塞による土石流、土砂災害（近畿地方整備局所管）及び地すべり（兵庫県所管）の危険情報について、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう情報提供することを記載

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

23節：公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

## 2. 男女共同参画の視点

### ○県看護協会の役割を記載

- ・災害時の災者の暮らしや心身両面への支援に関する県看護協会の業務を記載

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

7節：保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 2款：健康対策の実施

- \*男女共同参画センター作成の「男女共同参画の視点に立った防災ハンドブック」の内容を反映予定（2次照会）

## 3. 広域的な防災体制の充実

### ○関西広域連合との連携

- ・大規模広域災害時に的確な応援・受援が実施できるように、関西広域連合の関西防災・減災プランと当該計画との整合性の確保を図るなど広域連合との連携体制を確立することを記載

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

3節：広域防災体制の確立

### ○近畿地方整備局における緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設

- ・近畿地方整備局の災害応急対策業務として、緊急災害対策派遣隊による、「緊急を要すと認められる場合の緊急対応の実施」を記載

第1編：総則 2節：防災機関の事務又は業務の大綱

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

3節：広域防災体制の確立

## ○広域防災拠点の全県的整備

- ・阪神南と丹波の広域防災拠点供用開始により広域防災拠点（三木全県及びブロック拠点）の整備完了を記載

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

6節：防災拠点の整備

## 4. 直近災害の経験と教訓

### ○防災対策用地図（メッシュ地図）による位置情報の共有化

- ・ヘリコプター等の空からの支援時に位置情報の特定が難しい中山間地等において、予め孤立可能性集落を抽出し、メッシュコードによる救助ポイント等を整理し、事前に共有することを記載

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

18節：中山間地等における地震対策

### ○阪神・淡路大震災の教訓「伝える」の発行

- ・復興10年総括検証報告書に基づき、震災復旧・復興から被災者の関心事の推移に着目し100の教訓を抽出した冊子の発行を記載

第2編：災害予防計画 6章：阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

2節：復興10年総括検証・提言事業の成果の発信

### ○震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

- ・震災で障害を負った方の把握に努め、必要なところのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報提供や総合的な相談対応を行うことを記載

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

9節：災害時要援護者支援対策の実施

### ○震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

- ・災害で親（保護者）を亡くした子ども把握に努め、必要な保護やところのケア等の支援を行うとともに、民間支援団体等との連携を記載

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

9節：災害時要援護者支援対策の実施

### ○高速道路管理者との相互協力に関する協定締結

- ・被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全確保を図るための協定について記載

<協定締結高速道路管理者>

- ・西日本高速道路(株) (H22.1 締結)
- ・阪神高速道路(株) (H22.12 締結)
- ・本州四国高速道路(株) (H22.12 締結)

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

3節：交通・輸送対策の実施 1款：交通の確保対策の実施

## 【その他の主な修正内容】

### ○指定地方公共機関の追加

- ・県内の鉄道等輸送機関、医療関係機関の追加を記載

## <追加機関>

### [鉄道等輸送機関]

- ・神戸新交通(株) ・北神急行電鉄(株) ・能勢電鉄(株) ・北条鉄道(株)
- ・北近畿タンゴ鉄道(株) ・智頭急行(株) ・阪神バス(株)

### [医療関係機関]

- ・(社)兵庫県看護協会 ・(社)兵庫県歯科医師会 ・(社)兵庫県薬剤師会
- ・(社)兵庫県獣医師会 ・(社)神戸市獣医師会

第1編：総則 2節：防災機関の事務又は業務の大綱

## ○緊急用河川敷道路の確保

- ・近畿地方整備局が管理する加古川緊急用河川敷道路の活用について記載

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

10節：緊急輸送体制の整備

## ○家財再建共済制度の開始

- ・県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度に、住宅に存する家財の補修・購入を対象に追加することを記載

第2編：災害予防計画 6章：阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

5節：住宅再建共済制度の推進

## ○副防災監・危機管理員の設置

- ・新たに設置された防災組織体制を記載

副防災監：危機発生時の統括責任者である防災監を補佐・代理

危機管理員：全庁統一の危機管理体制を確立することにより、危機事案発生時における迅速かつ的確な対応力を強化するため各部総務担当局長、各県民局副局長等が兼務

第2編：災害予防計画 2章：災害応急対策への備えの充実

1節：組織体制の整備

## ○緊急地震速報（警報）の放送実施

- ・緊急地震速報を報道機関等の協力を求めて住民等へ周知することを記載

第3編：災害応急対策計画 2章：迅速な災害応急活動体制の確立

3節：情報の収集・伝達

## ○兵庫 DMAT 指定病院の活動

- ・兵庫 DMAT 運営要綱に基づき、要件を満たす病院を兵庫 DMAT 指定病院に指定することを記載

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

2節：救助・救急、医療対策の実施 3款：医療・助産対策の実施

## ○兵庫県道路公社の通行規制基準の明示

- ・通行規制の基準を記載

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

3節：交通・輸送対策の実施 1款：交通の確保対策の実施

## ○政府所有米穀の取扱い変更

- ・災害時における政府所有米の引渡について、農林水産省を通じた一元化移行を記載  
第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開  
6節：食料・飲料水及び物資の供給 1款：食料の供給

## ○災害時における動物救護活動に関する協定の締結

- ・活動実績のある4団体と被災動物救護活動を円滑に実施するための協定締結を記載  
<協定4団体>

(社)兵庫県獣医師会

(社)神戸市獣医師会

(社)日本動物福祉協会阪神支部

(社)日本愛玩動物協会兵庫県支部

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

10節：愛玩動物の収容対策の実施

## ○「東海地震に関連する調査情報」等の運用開始

- ・気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」の情報名称の変更及びカラーレベルの導入を記載

第3編：災害応急対策計画 3章：円滑な災害応急活動の展開

24節：東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応